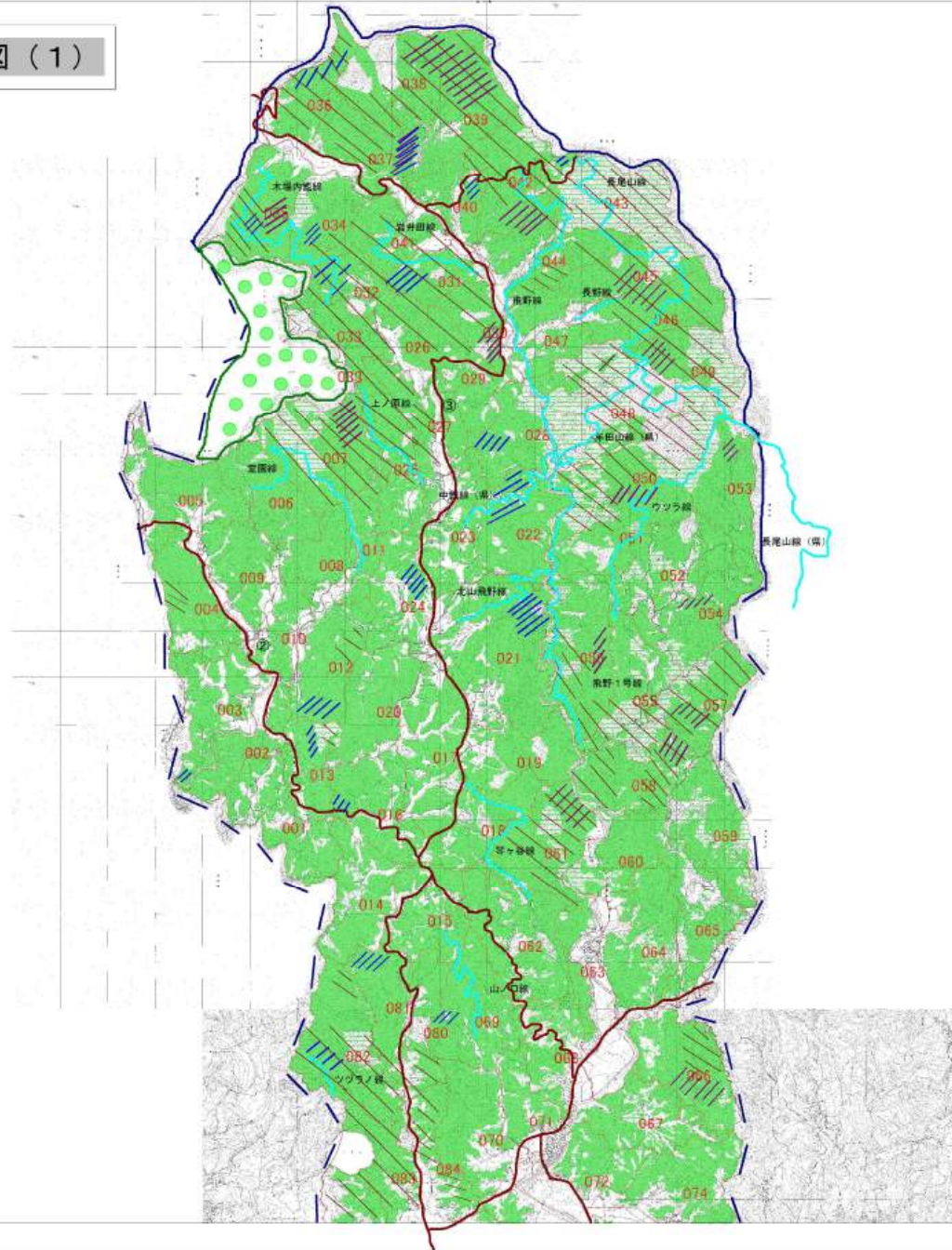
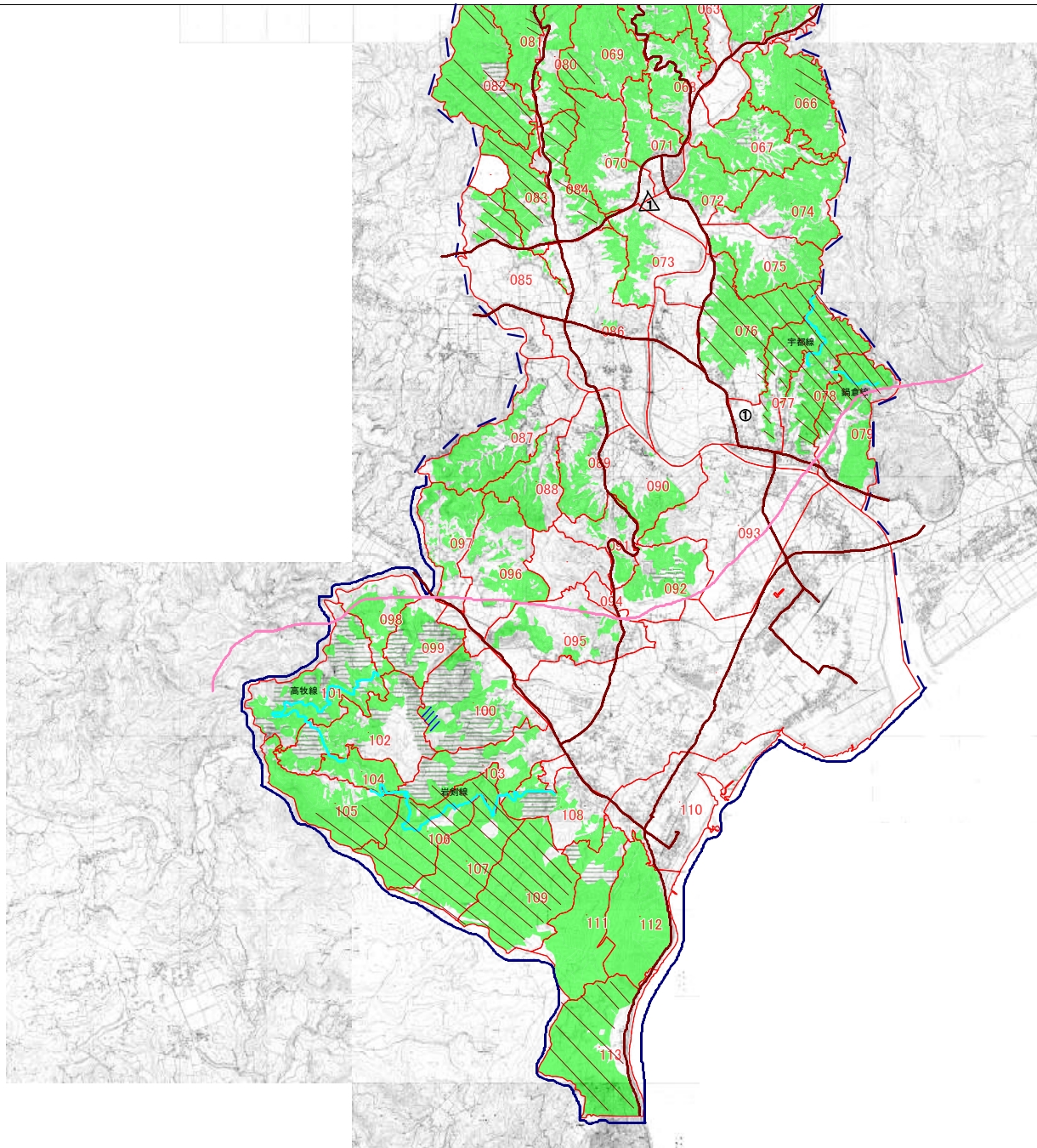


市町村森林整備計画概要図（1）

始良地域概要図

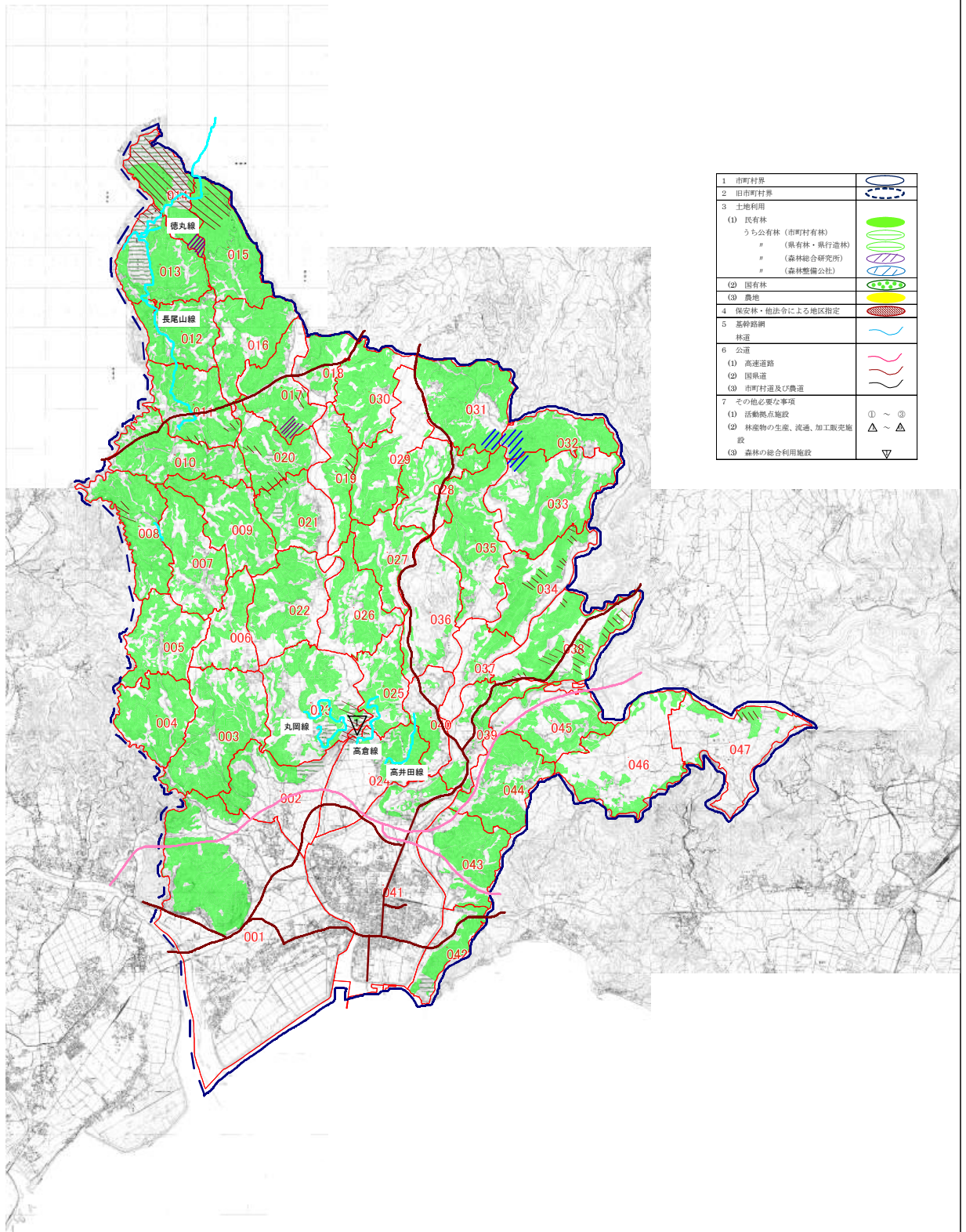
1 市町村界	
2 旧市町村界	
3 土地利用	
(1) 民有林	
うち公有林（市町村所有）	
"（県所有・県庁所有）	
"（森林組合所有）	
"（森林整備公社）	
(2) 国有林	
(3) 農地	
4 保安林・指定による地区指定	
5 基幹路線	
鉄道	
6 公道	
(1) 高速道路	
(2) 国道	
(3) 市町村道及び橋	
7 その他重要な事項	
(1) 活動拠点施設	
(2) 林産物の生産、流通、加工販売施設	
(3) 森林の総合利用施設	





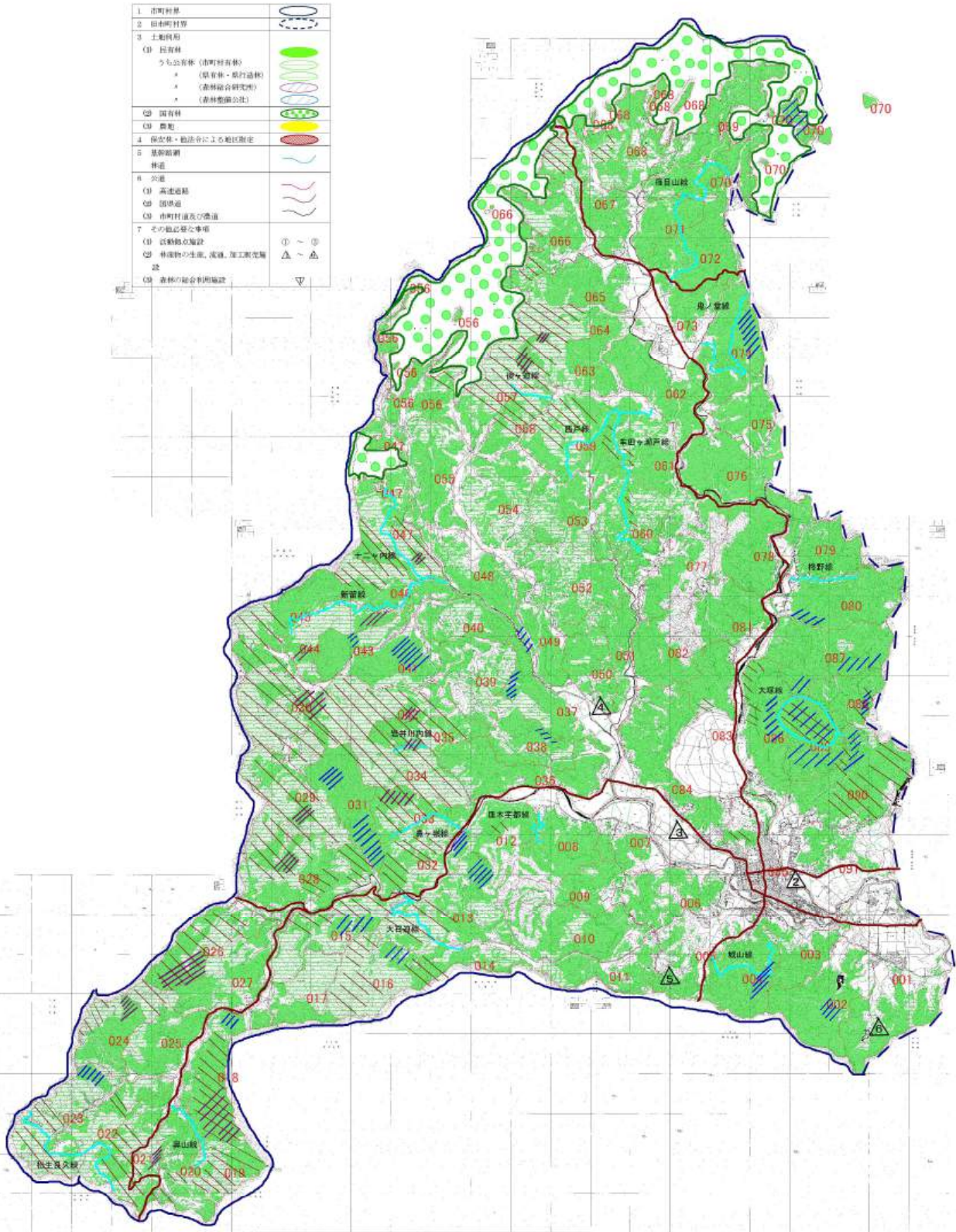
1 市町村界	
2 旧市町村界	
3 土地利用	
(1) 民有林	
うち公有林 (市町村有林)	
# (県有林・県行造林)	
# (森林総合研究所)	
# (森林整備公社)	
(2) 国有林	
(3) 農地	
4 保安林・他法令による地区指定	
5 基幹路網	
林道	
6 公道	
(1) 高速道路	
(2) 国道	
(3) 市町村道及び農道	
7 その他必要な事項	
(1) 活動拠点施設	① ~ ③
(2) 林産物の生産、流通、加工販売施設	△ ~ △
(3) 森林の総合利用施設	▽

加治木地域概要図



蒲生地域概要図

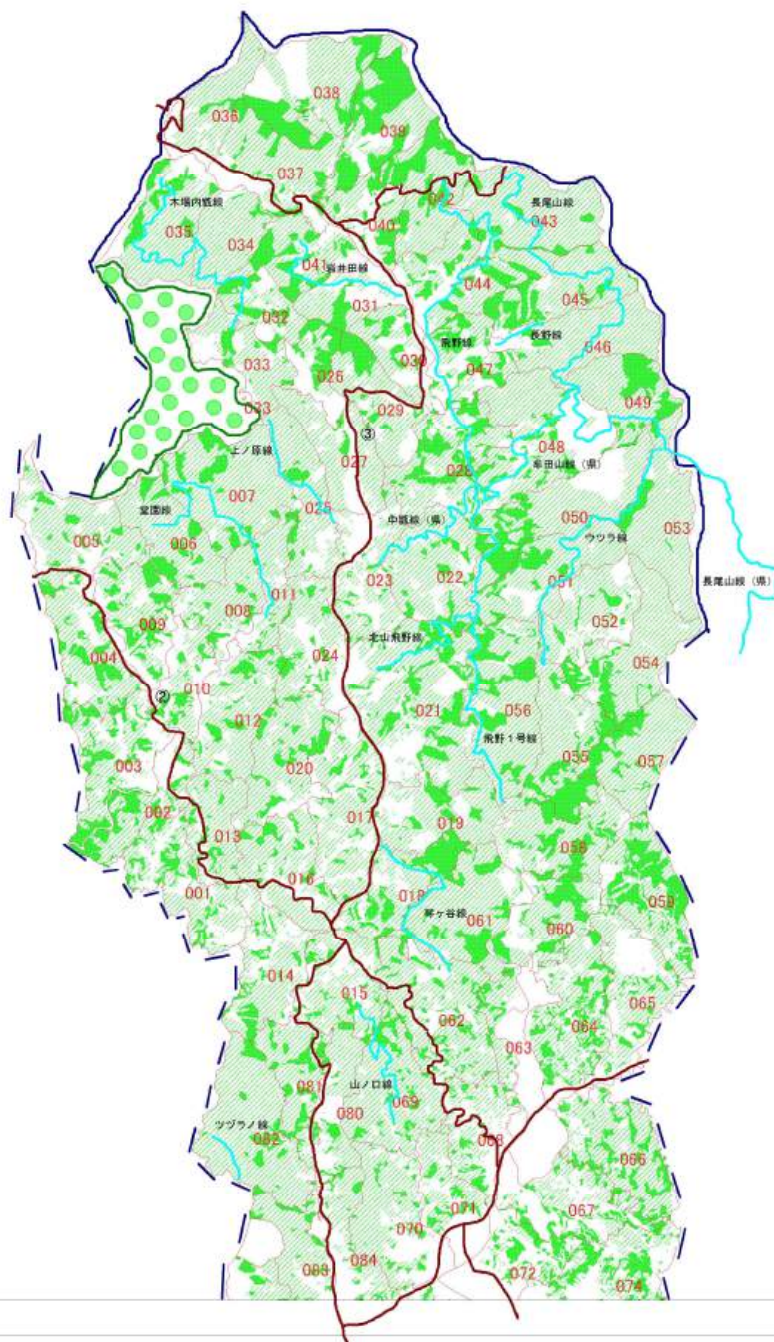
1	市町村界	
2	田圃町村界	
3	土地利用	
(1)	長寿林	
	うち公益林 (市町村有林)	
	＊ (県有林・県行森林)	
	＊ (森林組合研究林)	
	＊ (森林整備公社)	
(2)	国営林	
(3)	農地	
4	保安林・施設令による地区指定	
5	基幹路線	
	幹道	
6	公道	
(1)	高速道路	
(2)	国道	
(3)	市町村道及び準道	
7	その他重要な事項	
(1)	区画整理施設	
(2)	林産物の生産、流通、加工販売施設	
(3)	森林の総合利用施設	



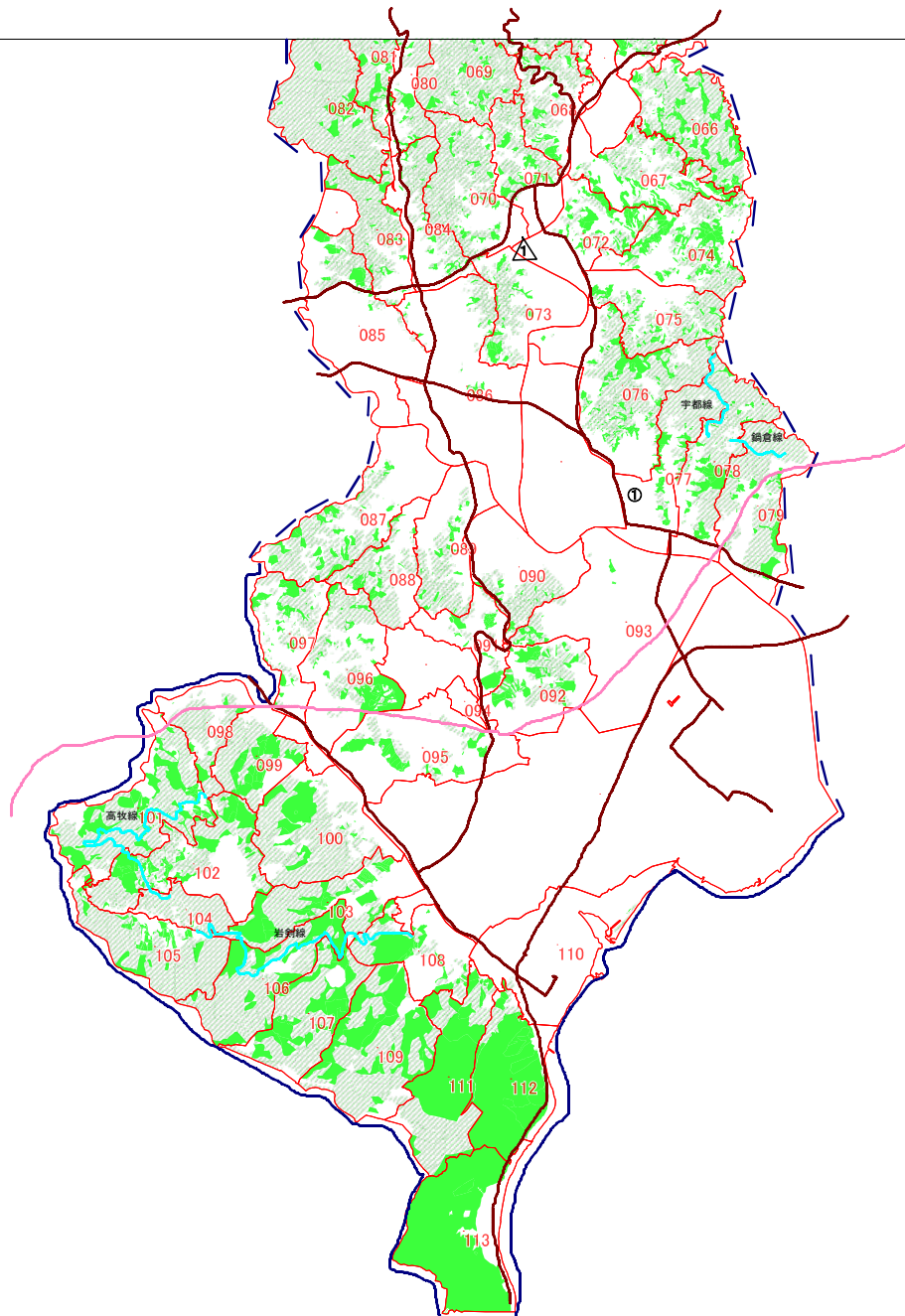
市町村森林整備計画概要図（2）

始良地域概要図

1 市町村界	
2 市町村界	
3 国産林	
4 森林管理状況	
① 人工林	
② 天然林	
5 森林防除	
林道	
6 公道	
① 高速道路	
② 国庫道	
③ 市町村道及び農道	
7 その他記載事項	
① 区画整理施設	① ~ ③
② 林産物の生産、流通、加工施設	△ ~ △
③ 森林の総合利用施設	▽

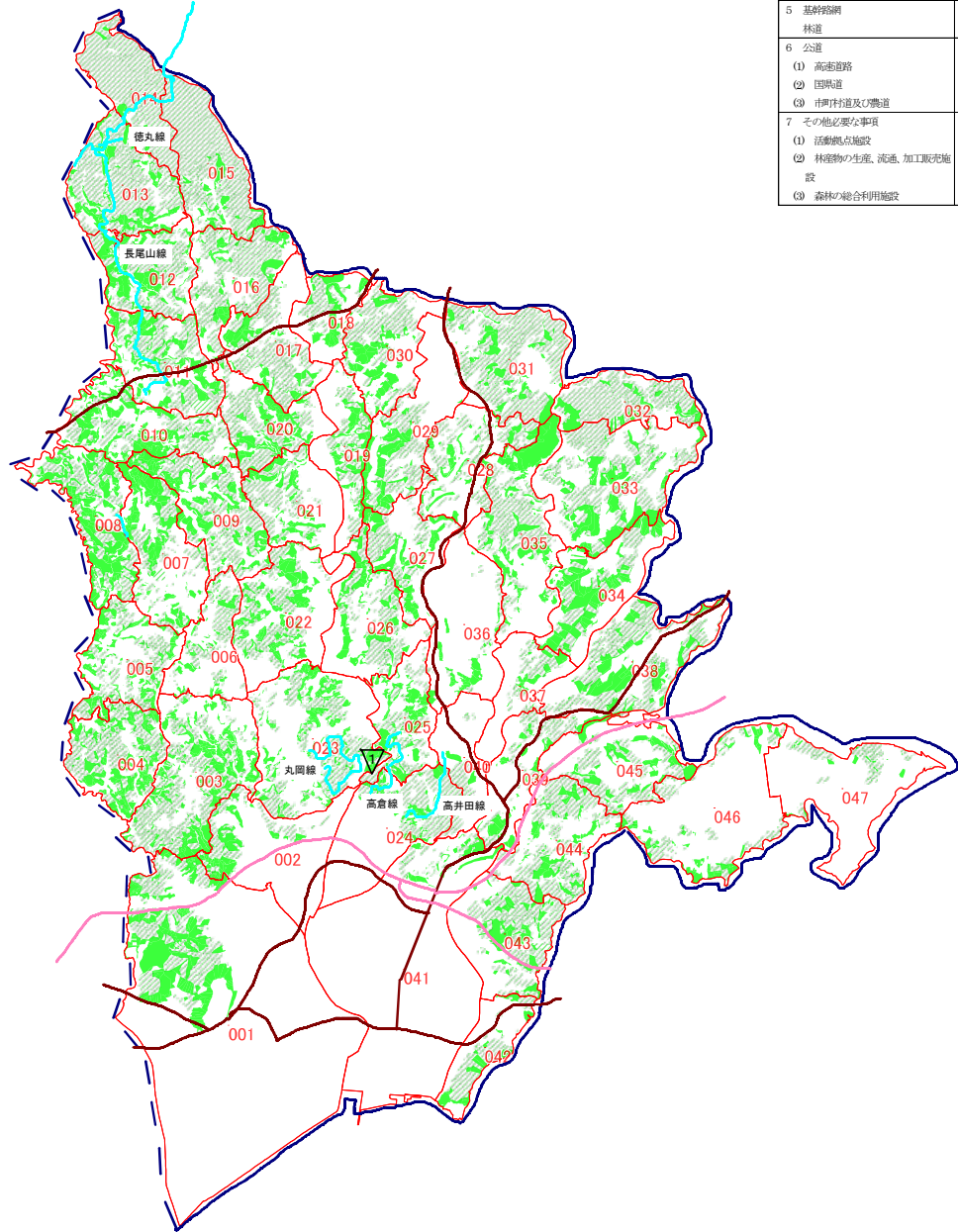


1 市界	
2 旧市界	
3 国有林	
4 森林資源状況	① 人工林 ② 天然林
5 基幹路網	林道 公道
6 公道	① 高速道路 ② 国道 ③ 市町村道及び農道
7 その他必要な事項	① 活動拠点施設 ② 林産物の生産、流通、加工販売施設 ③ 森林の総合利用施設



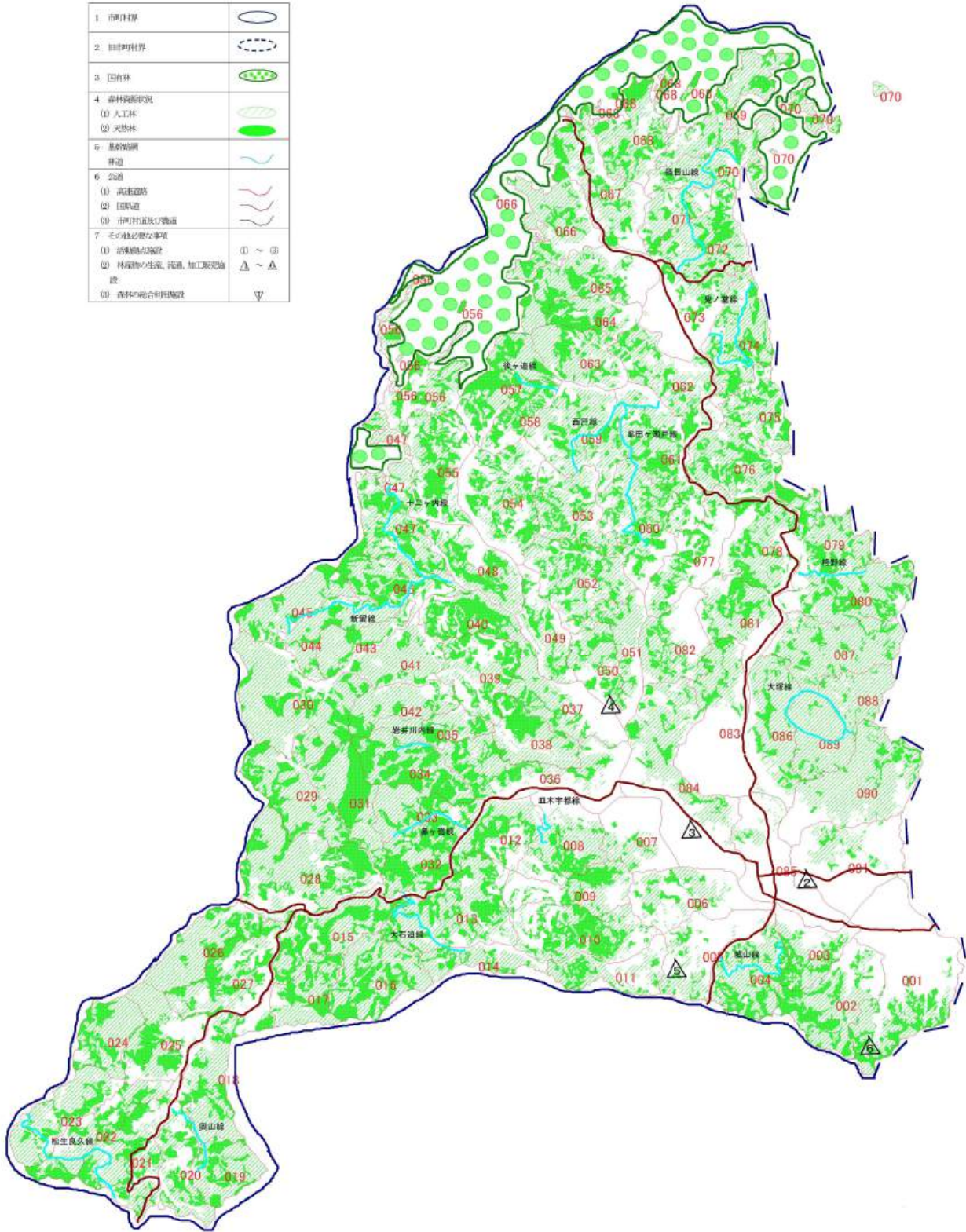
加治木地域概要図

1 市町村界	
2 旧市町村界	
3 国有林	
4 森林資源状況	
① 人工林	
② 天然林	
5 基幹路網	
林道	
6 公道	
① 高速道路	
② 国道	
③ 市町村道及び農道	
7 その他必要な事項	
① 活動拠点施設	① ~ ③
② 林産物の生産、流通、加工販売施設	△ ~ △
③ 森林の総合利用施設	▽



蒲生地域概要図

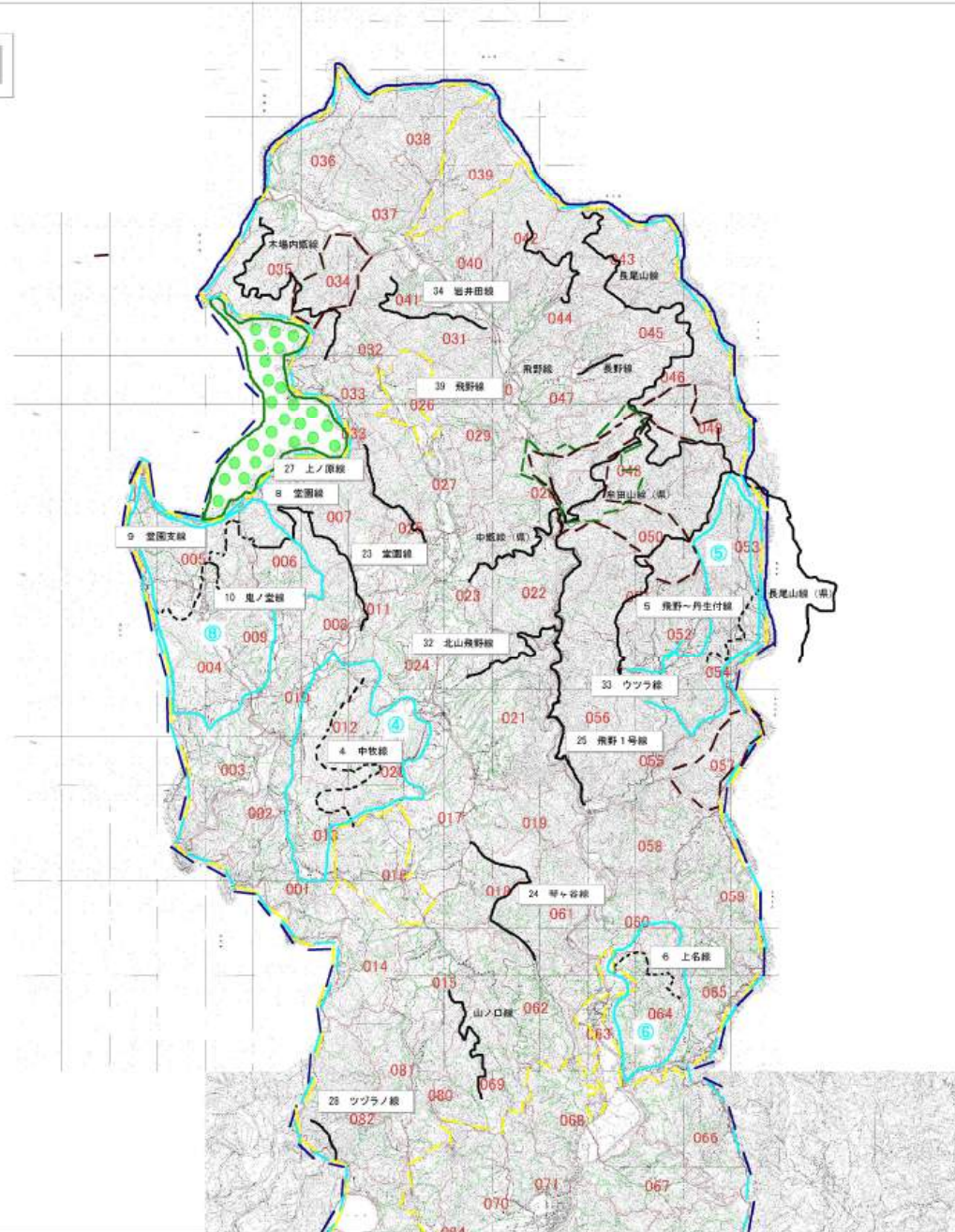
1 市町村界	
2 郡界	
3 国有林	
4 森林保護区域 ① 人工林 ② 天然林	
5 基礎地図 河川	
6 公道 ① 高速道路 ② 国道 ③ 市町村道及び農道	
7 その他必要事項 ① 活動拠点施設 ② 林業の生産、流通、加工販売施設 ③ 森林の総合利用施設	



市町村森林整備計画概要図（3）

始良地域概要図

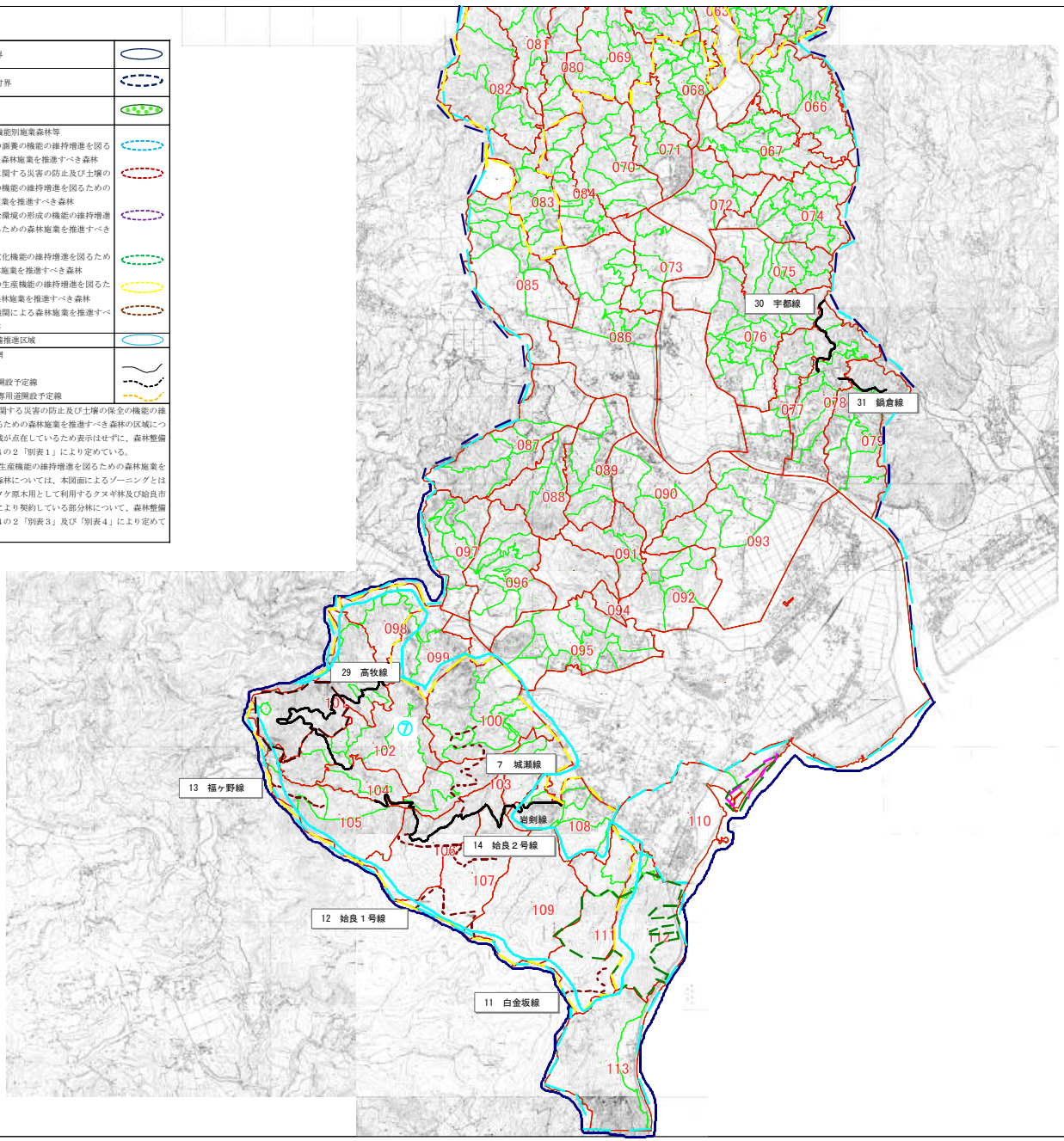
1 市町村界	
2 町界	
3 国定林	
4 公益的施設整備事業等	
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林	
(2) 土壌の固着防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林	
(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林	
(4) 防災・国土機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林	
(5) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林	
(6) 公的機関による森林整備を推進すべき森林	
5 国定公園指定区域	
6 基幹道路	
(1) 国道	
(2) 林道	
(3) 林道等利用調整区域	
<p>※(2)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林の区域については、区域が所在しているため表示はせず、森林整備計画書の第4の2「別表1」により定めている。</p> <p>※(5)木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林については、本図面によるゾーニングとは別途、シヤタラ木用として利用するタヌギ林及び始良市部分林分により整備している部分林分について、森林整備計画書の第4の2「別表3」及び「別表4」により定めている。</p>	



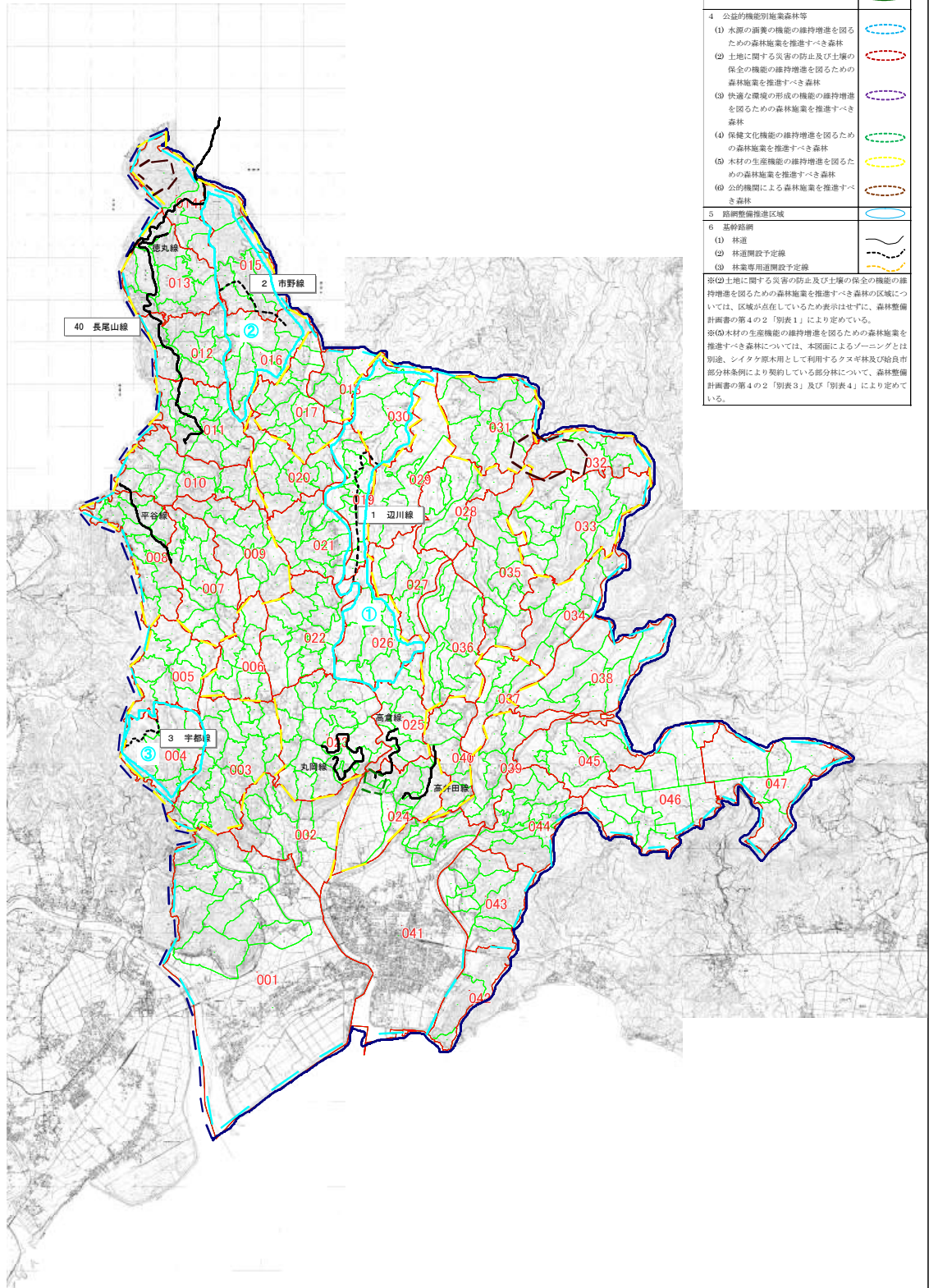
1 市町村界	
2 旧市町村界	
3 国有林	
4 公益的機能別施業森林等	
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
(4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
(5) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	
(6) 公的機関による森林施業を推進すべき森林	
5 路網整備推進区域	
6 基幹路網	
(1) 林道	
(2) 林道開設予定線	
(3) 林業専用道開設予定線	

※(1)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、区域が点在しているため表示はせずに、森林整備計画書の第4の2「別表1」により定めている。

※(5)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林については、本図面によるゾーニングとは別途、シイタケ原木として利用するクヌギ林及び杉良市部分林条例により契約している部分林について、森林整備計画書の第4の2「別表3」及び「別表4」により定めている。



加治木地域概要図



1 市町村界	
2 旧市町村界	
3 国有林	
4 公益的機能別実施森林等	
(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林	
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林	
(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林	
(4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林	
(5) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林	
(6) 公的機関による森林施策を推進すべき森林	
5 路網整備推進区域	
6 基幹路網	
(1) 林道	
(2) 林道開設予定線	
(3) 林業専用道開設予定線	

※(2)土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林の区域については、区域が点在しているため表示はせずに、森林整備計画書の第4の2「別表1」により定めている。
 ※(5)木材の生産機能の維持増進を図るための森林施策を推進すべき森林については、本図面によるゾーニングとは別途、シイタケ原木用として利用するクスギ林及び優良市部分林条例により契約している部分林について、森林整備計画書の第4の2「別表3」及び「別表4」により定めている。

蒲生地域概要図

1 市町村界	
2 旧市町村界	
3 国森林	
4 公益財団法人蒲生森林等	
(1) 水源の涵養の促進の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林	
(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の確保の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林	
(3) 快適な環境の形成の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林	
(4) 保健文化施設の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林	
(5) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林整備を推進すべき森林	
(6) 公益施設による森林整備を推進すべき森林	
5 市町村界	
6 基幹道路	
(1) 国道	
(2) 市道	
(3) 林道	
(4) 林道網	
(5) 林道網	

市町村界に関する記述は、図中の境界線と一致するものとして扱われます。また、公益財団法人蒲生森林等の森林整備を推進すべき森林については、図中の色分けと一致するものとして扱われます。市町村界の注釈は、図中の境界線と一致するものとして扱われます。また、公益財団法人蒲生森林等の森林整備を推進すべき森林については、図中の色分けと一致するものとして扱われます。

